

公益認定等委員会 だより

第25号 平成25年12月2日発行

公益認定等委員会 発行

目次

P2・・・

「移行期間満了！新公益法人制度に完全移行へ」

P3・・・

ホームページについてのお知らせ
「法人情報へのアクセスと提供機能の改善について」

P4・・・

公益法人の寄附金収入に関する実態調査

P6・・・

公益法人の会計に関する研究会の検討課題

P7・・・

公益認定等委員会委員の法人訪問

「(第3回)公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館」

P8・・・

申請サポートに関する情報・その他お知らせ

11月末をもって移行期間が終了し、新公益法人制度に完全移行しました。法人の皆様と共に、新公益法人制度の信頼を構築し、民による公益活動を推進してまいります。
(関連記事2ページ及び8ページ)



公益法人の活動紹介
30

※詳しくはp7をご覧ください

童謡・おもちゃを通じた各種文化事業から、特色ある地域文化の振興に資する

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください



内閣府

内閣府への申請状況 (平成25年11月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,332	83	2,089	160
移行認可	2,414	180	2,142	92
新規認定	252	47	160	45
合計	4,998	310	4,391	297

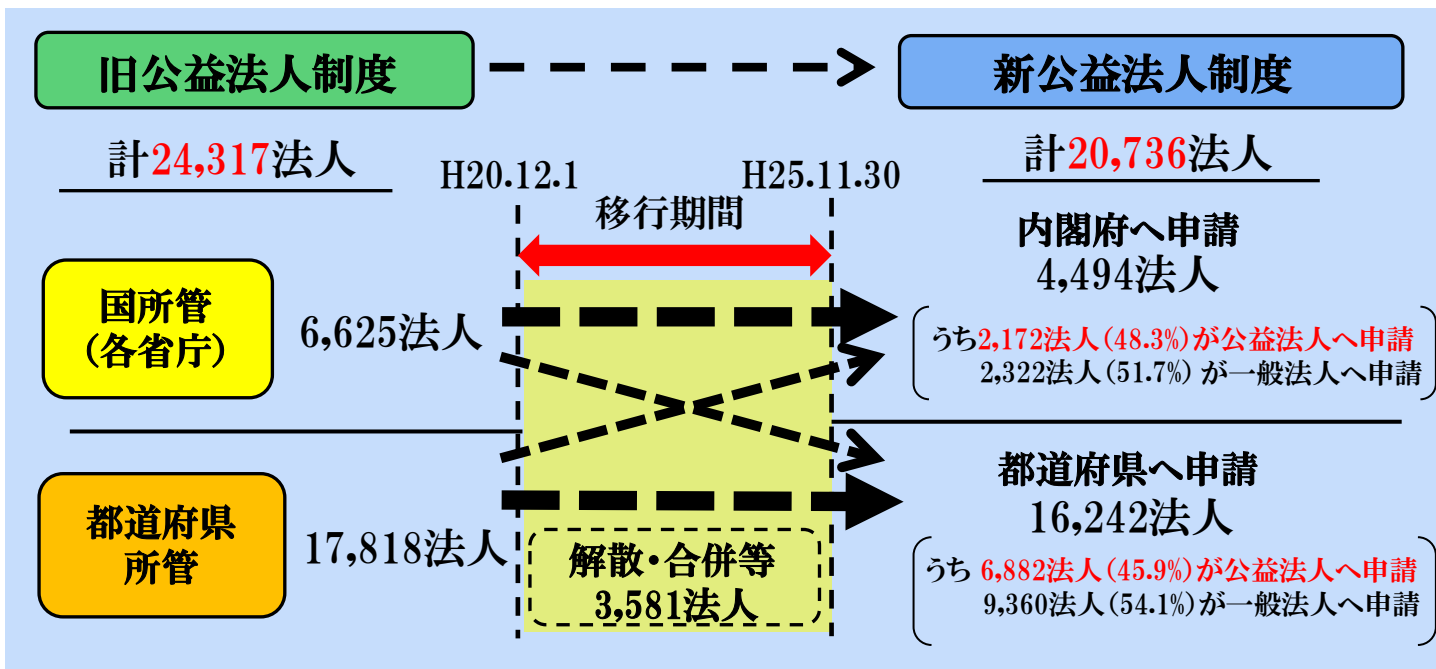
- 移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行

移行期間満了！ 新公益法人制度に完全移行へ

平成25年11月末をもって、特例民法法人の5年間の移行期間が満了しました。新制度施行時(平20.12.1)全国で24,317あった特例民法法人は、

- ① 20,736法人が5年の移行期間中に新たな公益法人又は一般法人へ移行申請し、
- ② そのうち新公益法人への移行を選択したものが9,054法人(うち内閣府へ申請2,172法人、都道府県へ申請6,882法人)でした。

(注)速報値のため、数値は今後修正の可能性があります。



これからが新公益法人制度の 本当のスタートです

①新制度では、自主的・自律的な法人運営が重要です

改革により、従前の主務官庁制が廃止され、行政の法人への監督の透明性が確保されました。一方で、法律に公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記し、法人の自主的・自律的な運営に重きを置いています。

税制上優遇を受ける新公益法人制度が信頼され、世の中に定着するためには、各法人の皆様が日常的に責任意識を高く持っていただくことが非常に重要です。

②公益法人を目指してみませんか

一般法人を新たに設立する方も、特例民法法人から一般法人に移行した方も、公益法人を目指してみませんか。

公益法人には、税制優遇(収益事業課税・利子・配当等に係る源泉所得税の非課税、寄附者に対する非課税(税額控除・所得控除)等)があります。公益事業を行っている場合は、公益法人への申請を御検討ください。

法人情報へのアクセスと 提供機能の改善について

平成25年12月24日～提供予定

寄附者など広く一般の方々に法人の活動を知っていただくため、公益法人から提出された事業報告等については、「公益法人information」を通して閲覧することができます。今回、より閲覧しやすいようにシステムを改善しますので、お知らせします。

■閲覧請求のシステムについて■

法人から提出された書類は、申請・届出や審査のシステムに影響を与えないよう、セキュリティの確保されたデータベースに保存されます。閲覧請求があった際には、必要な情報のみをデータベースからインターネット公開用サーバに一時的にコピーした上で公開しています。このシステムは全行政庁共通です。

□利用規約画面の簡素化

- ・ インターネット利用規約の内容を簡素化するとともに、同意ボタンは廃止します。

□請求者情報入力画面の必須項目を限定

- ・ 請求者情報の入力、名前、メールアドレスなど公開のため必要最低限の項目とします。

□請求された書類は即日公開

- ・ 請求された書類は、請求当日に公開します（現在は原則として3営業日目に公開）。

□公開期間の延長

- ・ 閲覧請求書類にアクセスできる期間を5日間から10日間へ延長します。

□公開書類一覧画面にソート機能を追加

- ・ 公開書類の一覧画面に、提出時期及び請求資料名によるソート機能を追加します。

□公益法人の検索結果に法人の組織・活動概要の資料をリンク

- ・ 「公益法人等の検索」で得られる個別法人の基本情報画面に、事業報告の別紙1「運営組織及び事業活動の状況の概要等」の最新版をリンクさせます。
- ・ 名称変更のあった法人は、変更前の法人名称でも検索できるようにします。

(トップページ)

「事業報告等の閲覧請求」の操作方法

①公益法人informationトップページにある「**事業報告等の閲覧請求**」をクリック

②請求者情報、請求先法人名、対象提出期間、書類名等を入力

③システムから公開URLを記載したメールが届きます。

④公開書類は、上記URLのリンク先から閲覧可能です。



(記入ページ)

公益法人の寄附金収入に関する実態調査

2011年6月より、公益法人への個人からの寄附金について、税額控除制度が導入されました。内閣府では、2013年9月から10月にかけて、当該制度の導入が公益法人の寄附金収入に与えた影響等の実態を把握することを目的として、実態調査を実施しました。

今般、調査結果を公益法人informationで公表しましたので、その一部をお知らせします。

詳細は、「公益法人information」サイトを御覧ください。

●調査対象と方法

平成25年9月9日時点における公益社団法人及び公益財団法人(8,515法人)に対し、電子メールにより調査票を配布し回収するオンライン調査

●回答法人数

3,987 (回収率 46.8%)

回答法人数/調査対象法人数

	社団	財団	計
内閣府所管	395/ 713	704/1,476	1,099/2,189
都道府県所管	1,248/3,064	1,547/3,262	2,795/6,326
計	1,643/3,777	2,251/4,738	3,987*/8,515

※匿名回答の93法人があるため、計欄の内訳の計とは一致しない。

●税額控除対象法人数等

・調査に回答した法人のうち、税額控除対象法人は341法人(8.6%)

[]内は回答法人数に対する割合

	社団	財団	計
内閣府所管	[10.1%] 40	[15.5%] 109	[13.6%] 149
都道府県所管	[3.5%] 44	[9.6%] 148	[6.9%] 192
計	[5.1%] 84	[11.4%] 257	[8.6%] 341

・税額控除対象ではない3,646法人のうち、

－PST要件を満たしていると回答した法人は230法人(5.8%)

－税額控除の適用を希望すると回答した法人は384法人(10.5%)

	PST要件を 満たす	PST要件を 満たさない	計
税額控除適用 を希望	100	284	384
税額控除適用 を希望しない	130	3,132	3,262
計	230	3,416	3,646

●寄附金収入額(税額控除制度導入前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均額(千円単位)

	税額控除制度導入前 (平成20年度～平成22年度)			税額控除制度導入後 (平成23年度～平成24年度)		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除対 象法人	うち非税額控 除対象法人
総額	71,964	255,347	54,561	94,631	387,469	66,897
個人寄附	13,127	38,884	10,669	28,659	114,437	20,528
法人寄附	53,565	164,121	43,022	64,873	263,369	46,071

増加率が最も高いのは、
税額控除対象法人の個人寄附！

制度導入前後増加率

		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人
総額	31%	52%	23%
個人寄附	118%	194%	92%
法人寄附	21%	60%	7%

●寄附件数(税額控除制度導入前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均件数(個人寄附)

※ HPでは、法人寄附の件数や、金額別の件数も公表しています。

	税額控除制度導入前 (平成20年度～平成22年度)			税額控除制度導入後 (平成23年度～平成24年度)		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除対 象法人	うち非税額控 除対象法人
合計	56.6	324.8	31.7	71.2	420.1	38.8

増加率が最も高いのは、
税額控除対象法人！

制度導入前後増加率

回答法人 全体	うち 税額控除対象法人	うち 非税額控除対象法人
25.8%	29.3%	22.4%

●寄附募集の方法

- －調査回答法人において、平成20年度から24年度までの間に寄附金募集を実施したのは平均786法人(約20%)
- －「HPへ掲載」の方法が最も多く、寄附金募集を実施する法人が増加傾向

	寄附金募集を実施した法人数					
		HPへ掲載	DM	個別訪問	街頭募金	電話 その他
平成20年度	724	365(50%)	230(32%)	155(21%)	99(14%)	58(8%) 151(21%)
平成24年度	883	513(58%)	274(31%)	207(23%)	125(14%)	79(9%) 158(18%)

公益法人の会計に関する研究会の検討課題

公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会を設置し、検討を行っています。

研究会では、内閣府が実施した公益法人会計基準適用についてのアンケートの結果及び関係団体からの要望を踏まえ、今般、検討課題及びその優先順位を取りまとめました。今後は、これに従って議論を行い、2014年内に取りまとめを行うこととしています。

優先順位A

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 小規模法人にとって、何が負担となっているのかを研究し、基準の適用除外や簡略化の方法及び内容について議論します。

○公益法人会計基準の適用の在り方

○制度と会計基準の分離可能性

○法人会計の区分(必要性)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性や、正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表の様式・勘定科目等について議論します。

優先順位B

○財務三基準の解釈・適用

- ✓ 収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制といったいわゆる財務三基準について、公益法人の目的・特性を踏まえ、会計基準の議論としてどう考えるべきか検討します。

○定期報告書類

○財務三基準以外の個別項目

- ✓ 会計基準上の個別的な諸論点について議論します。

優先順位C

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類の諸課題について議論します。

○会計基準の設定主体の在り方

- ✓ 将来像について意見交換します。

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

■スケジュール

開催予定	項 目
2013年10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
2013年11月～ 2014年2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
2014年3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
2014年内目途	○検討結果のとりまとめ

※開催予定と検討項目については、検討過程において変更の可能性があります。

法人訪問を実施
しています！

公益認定等委員会委員が訪問しました

25年度(第3回) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

本年9月5日に鳥取県で開催された公益法人担当中国ブロック会議に公益認定等委員会の小森委員が出席し、併せて同県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介いたします。



■公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館

童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として平成7年に設立され、鳥取県からの認定を受け、平成25年4月から公益法人として活動しています。

『童謡・唱歌のふるさと鳥取』の拠点施設・「おもちゃのミュージアム」として、資料収集、体験活動等を実施することで、包括的な童謡文化・おもちゃ文化の体験の場を提供しています。

かつての鳥取県立図書館の外観を復元したレトロ調の建物は、懐かしい歌やおもちゃであふれ、『わらべ館』の名称で地域に親しまれています。

<http://www.warabe.or.jp>

■童謡唱歌体験事業

鳥取童謡・おもちゃ館では、童謡唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡唱歌を歌ったり聴いたりすることのできる体験活動を実施しています。

昭和初期の木造教室を再現した教室では、定期的に唱歌教室が開催されています。先生が弾くオルガンに合わせて季節の唱歌や鳥取出身の作曲家が作った唱歌を歌い、子どもから大人まで幅広く唱歌に親しんでいます。特に、唱歌を御存知の年配の方は、「懐かしい」ととても楽しまれているとのことでした。



■童謡唱歌に関する展示事業

童謡・唱歌のミュージアムとして、わらべうたから現代のアニメソングまで、時代を追って童謡唱歌の変遷を学べる常設展示のほか、鳥取県ゆかりの音楽家の紹介やテーマを定めた企画展を開催しています。

■おもちゃに関する事業

館内の「おもちゃの部屋」には、13のテーマごとに世界各地の新旧のおもちゃが展示されています。

また、「おもちゃ工房」では、工作や遊び等の体験型事業を展開しており、夏休み期間中は連日多くの親子連れで賑わうです。

そのほか、ボランティアの「おもちゃ専門医」が実際に白衣を着て、無料でおもちゃを修理する「おもちゃの病院」を開催しています。ボランティアは県内の元高校教員やメーカー技術職の方など、現在は約15名の方が参加されています。また、年に2回、不要になったおもちゃを修理して無料でプレゼントする「おもちゃ銀行」のイベントも人気を博しています。

林由紀子理事長は、「このように多くのボランティアに協力いただき、スタッフの維持が課題だが、『皆で支えるわらべ館』でありたいと思っている。街中にあるメリットを活かし、地域の学び楽しむ拠点としての役割を担っていきたい」と話されていました。

訪問が行われた時間も、地域の親子連れが訪れ、おもちゃで遊んだり、屋外のからくり時計から流れるわらべ歌に子どもたちが体を揺らしたり、地域の身近なミュージアムとして皆さんに親しまれていました。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、以下のサポートを御活用ください。**予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○ 公益認定申請の内閣府相談窓口はこちら

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※1月の窓口相談は、12月4日(水)まで募集中です。

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

次回は12月20日(金)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール)akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

○ 法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、12月16日(月)に東京で、12月19日(木)に静岡で開催します(申込〆切はそれぞれ12月9日(月)、10日(火))。

※詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○ その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■ 移行認定申請中の 特例民法法人の皆様へ■

現在、公益法人への移行をめざして、移行認定申請中の特例民法法人は、本年12月以降、行政庁からの処分を受ける前(審査中)であれば、並行して一般法人への移行認可申請を行うことも可能です。

もし並行して認可申請を行うことを検討する場合は、申請先行政庁の担当者に御一報ください。

【参考】整備法(※)第116条

(移行期間満了後における認可の申請の特例)

第116条 前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

■ 公益法人インフォメーションで 活動を紹介する法人を募集中■

「公益法人information」サイトで公益法人の活動を紹介するページに掲載する法人の募集を開始しています。活動を多くの方に知ってもらうチャンスですので、奮って御応募ください!

応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



ここをクリック!

公益法人information>公益法人の活動紹介>「活動紹介を希望する法人を募集しています!」

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/katudou/images/bosyu.pdf)

■ 本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9533

e-mail:koueki-info@cao.go.jp